

問い合わせ先

(EY India 駐在)

山口 哲男・松田 博司

小林 祐介・早坂 周子

中原 孝博・本山 禎晃

(EY Japan 駐在)

ニラドリ・ナグ・・城市 武志

黒田 景子

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com

hiroshi.matsuda@in.ey.com

yusuke.kobayashi@in.ey.com

shuko.hayasaka@in.ey.com

nakahara.takahiro@in.ey.com

sadaaki.Motoyama@in.ey.com

nag.nldr@shinnihon.or.jp

joichi-tksh@shinnihon.or.jp

kuroda-kk@shinnihon.or.jp

JBS フラッシュニュース

2015 年 12 月号

1. **【投資】**外国直接投資(FDI)政策の緩和策を発表
2. **【税務】**Swachh Bharat(クリーン・インド)税課税の明確化
3. **【税務】**税源侵食と利益移転抑制へ向けたインド国内の取組
4. **【税務】**CENVATクレジット規則改正 - 支払教育税や高等教育税をサービス税納付時に控除可
5. **【為替】**RBIがインドの投資ビークルに外国投資を認可



EY

Building a better
working world

冬季国会が開会中です。経済改革の巻き返しなるか注目されます。また、安部首相の訪印も間近に迫り、日印首脳会談での今後のコミットメントにも期待が集まります。本稿では、まず、FDI政策の自由化を取り上げます。インド政府はFDI誘致を更に促進するため、大部分の業界を自動承認ルートにして、外国投資プロセスのさらなる容易化、合理化、簡素化を図ろうとしています。また、2015年度中央政府予算案で言及されていた、Swachh Bharat(クリーン・インディア)税が導入され、その明確化が矢継ぎ早に行われています。税源侵食と利益移転(BEPS)抑制へ向け、国内法への落とし込みへ向けた議論も活発になってきています。

1. 外国直接投資(FDI)政策の緩和策を発表

インド政府はプレスノートNo.12を発行し、インド政府は様々な業界におけるFDI政策の改革に先鞭をつけました。これは2015年5月12日付の統合版FDI政策通達にも同様にとり入れられます。この主要な変更及び改正は2015年11月24日から施行となります。外国投資を更に引き付け、「小さな政府、最大のガバナンス」のモットーにビジネスのし易さを改善する導火線となっていくことでしょう。

http://www.dipp.nic.in/english/acts_RULES/PRESS_NOTES/PN12_2015.PDF

業界	主要な変更内容
有限責任事業組合(LLP)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自動認可ルートで100%のFDIが認められ、FDIで規定される業績条件のない業界では、自動認可ルートでFDIが認められる。 ▶ FDIでのLLPはダウンストリーム投資が認められる。なお、自動認可ルートで100%のFDIが認められ、FDIで規定される業績条件のない業界でダウンストリーム企業やLLPが経営されることを条件とする。 ▶ LLPの「所有と支配」に関する基準はインド会社に対して定義されるものと同様に定義された。 ▶ LLPへのFDIは2008年LLP法の条項のコンプライアンスに準拠しなければならないが、インドに登録された会社のみによる指名パートナーの任命、ECBの利用等の他の全ての関連条項は撤廃された。 ▶ ダウンストリーム投資を行うインド会社に適用されるのと同様のコンプライアンス基準がLLPにも適用される。
建設・開発業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 建設業における最低面積や最低投資条件が撤廃。 ▶ FDI資金による建設・開発プロジェクトの各フェーズは、FDI政策上、個別のプロジェクトとして扱われる。 ▶ 外国投資家は、3年間のロックイン(事業売却凍結)期間を満たすことを要件として自動認可ルートのプロジェクト/主要インフラ施設の完工前に事業売却と外国投資の本国償還を認められる。 ▶ ある非居住者から別の非居住者への株式譲渡(投資の本国償還なし)はロックイン期間要件なしに、自動認可ルートで認められる。 ▶ 「不動産業」という用語の明確化が行われ、不動産リースによる家賃収入を得ることは、譲渡に相当せず、不動産業とみなされない。 ▶ ロックイン期間要件はホテルや観光リゾート、特別経済区、教育機関、老人ホーム、非居住インド人による投資には適用されない。 ▶ タウンシップ、モール/ショッピング複合施設、ビジネスセンターの経営や管理のためのプロジェクト完工に自動認可ルートでの100%FDIの認可は維持。これに加えて、外国投資後、居住者企業から非居住者企業への被投資会社の所有権及び(あるいは)支配の譲渡も、各FDI毎に計算される3年間のロックイン期間を要件として、認められる。不動産あるいはその一部の譲渡はその期間は認められない。

卸売業/Cash & Carry型卸売業及びシングルブランド小売業(SBRT)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 政府は、単一企業がSBRTと卸売業/Cash & Carry型卸売業の両方を行うことを認めた。そのような企業はこの2種類の異なる事業を行うため、それぞれ異なる会計帳簿を維持しなければならない。またそれぞれの事業に規定されるFDI政策の要件をそれぞれの事業が準拠しなければならない。
シングルブランド小売業(SBRT)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 実店舗で営業しているSBRT企業は電子商取引で小売業を行うことが認められる ▶ 物品価額の30%という現地調達義務は、最初のFDI受領日ではなく、最初の店舗開業日から準拠する必要がある。 ▶ 「最先端」及び「最新鋭」技術を有し、現地調達が不可能な物品のSRBTに従事する企業体は、FIPBは30%の現地調達義務を免じる ▶ ブランドオーナーとして、あるいはブランドオーナーとの法的に権利を主張できる契約書で、非居住者企業が国際的に同一ブランドで販売する物品や投資に関する要件は、インドブランドのSRBTには適用されない ▶ インドの製造業は自身のブランド製品を、電子商取引プラットフォームの利用を含む、卸売や小売等、いかなる形態でも販売が認められる。FDI政策上、インド製造業は、インドブランドのオーナーであり、インドで、金額的に少なくとも物品の70%を自家製造し、インド製造会社から最大で30%調達する被投資企業である。さらに、インド居住市民や(あるいは)、インド居住市民に所有/支配される会社によって、インドブランドは所有、あるいは支配される必要がある。
製造業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 1961年所得税法の2条(29BA)に規定される同様の定義で、「製造業」という用語の定義が現存のFDI政策に挿入。 ▶ 製造業は今やインドで製造された自己の製品を、政府やFIPBの承認なしに、電子商取引を含む、卸売や(あるいは)小売で販売することが認められる。
防衛産業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ FDIは49%まで、事前認可ルートではなく、自動認可ルートで認められた。 ▶ 49%超のFDIは、近代的で「最先端」の技術を国にもたらすような場合、ケースバイケースで事前認可ルートにより認められる。 ▶ 新規外国投資により所有形態の変更や、既存投資家が新外国投資家へ株式譲渡がもたらされる場合、認可されている自動認可ルート内の新規外国投資の場合でも、FIPBの事前認可が必要となる。
プランテーション	<ul style="list-style-type: none"> ▶ これまで、茶のプランテーションを含む、茶産業のみ、事前認可ルートで100%のFDIが認められていた。政府は同産業を自動認可ルートに変更した。また、茶産業だけでなく、コーヒー園、ゴム園、カルダモン園、パーム油樹木園、オリーブ樹木園も自動認可ルートで100%のFDIが認められた。
放送	<ul style="list-style-type: none"> ▶ テレポート、DTH(Direct to Home)、ケーブルネットワーク、モバイルTV、HITS(Headend-in-the Sky)配信事業サービスへのFDIの比率上限が74%から100%に引上げ。ケーブルネットワークへのFDIの比率上限は49%から100%に引上げ。このため、FDIは49%まで自動認可ルートで認められ、49%を超える場合、FIPBの承認が必要となった。 ▶ 地上デジタル放送FM、地上から衛星へのニュースや時事TVチャンネルでは、事前認可ルートでFDIの比率上限は26%から49%に引上げ。 ▶ 地上から衛星へのニュース/時事以外のTVチャンネル/衛星から地上へのTVチャンネルは、自動認可ルートでFDI100%まで認められた。

	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 情報放送業でのFDI比率上限が49%まで引上げられたので、情報放送業に従事する会社は、FDI比率上限が49%の場合、会社はインド市民居住者や、インド居住市民に所有/支配されるインド居住者企業に所有/支配される必要がある。
民間航空	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 不定期運行の航空運送業務やグラウンドハンドリング業務が自動認可ルートでのFDIの比率上限が74%から100%に引上げ。 ▶ 国内航空運送業務に自動認可ルートでのFDIが49%(非居住インド人の場合は100%)まで認められた。
他の主要な変更	<ul style="list-style-type: none"> ▶ インド国外に設立され、NRRIによって所有・支配されている会社、信託、パートナーシップファームによる投資は、投資は本国償還しないという条件のもと、居住者が行った投資の額面金額で国内投資として取り扱われるとみなされる。 ▶ 信用情報会社は自動認可ルートでFDIの比率上限は74%から100%に引上げ。 ▶ 通信衛星の設置や運営についてはFIPB事前承認ルートで、FDIの比率上限は74%から100%に引上げ。 ▶ 被投資会社の支配や管理は変更がないことを条件として、外国機関投資家(FIIs)/外国ポートフォリオ投資家(FPIs)/適格外国投資家(QFIs)は、プライベートセクター銀行に74%の上限まで投資が認められた。 ▶ 休眠会社への外国投資は、自動認可ルートで認められた。 ▶ 自動認可ルートで経営されている会社の株式交換は、FIPBの事前認可は不要。 ▶ 1962年関税法やその他の関連法規に規定される要件の遵守及び国内の一般関税地域で小売業に従事しないことを条件に、保税地域内で設立、経営される免税店は自動認可ルートで100%のFDIが認められる ▶ 内閣経済問題委員会が承認が必要となる案件の外国資本流入の下限基準を既存の300億ルピーから500億ルピーへ引上げ。

以上の自由化の措置は、政府がインドをグローバルな製造ハブにするため、時宜を得た重要な進展を図る必要があったことが背景にあります。全体の投資環境の改善を後押しし、インド国内にさらに外国直接投資をもたらすことになるでしょう。これらの改革で、大部分の業界を自動承認ルートにすることにより、さらに外国投資プロセスの容易化、合理化、簡素化することになります。FDI政策におけるこれらの改革がポジティブなメッセージを世界中の投資家に発信し、インド国内への外国の資金調達を喚起し、特に運用資金に乏しい不動産業界に資金をもたらすことになるでしょう。詳細はリンク先をご覧ください。[Please click here for the alert.](#)

2. 2015年11月15日施行のSwachh Bharat(クリーン・インドア)税課税に関する明確化

本稿は、2015年11月15日施行のSwachh Bharat(クリーン・インドア)税課税に関して、最近明確化された点を要約したものです。

2015年11月6日の通達 21/2015-ST と 22/2015-ST において財務省は、Swachh Bharat(クリーン・インドア)政策とそれに関連する政策の財源確保と政策推進の目的で掲げたSwachh Bharat(クリーン・インドア)税を、2015年11月15日から、税率0.5%で課税対象サービスの価格に課税すると発表しました。続いて2015年11月12日付けの通達 23/2015, 24/2015, 25/2015 - ST にて、Swachh Bharat(クリーン・インドア)税課税に関し、次のような明確化が行われました。

- ▶ Swachh Bharat(クリーン・インド)税は、2006年サービス税(課税価額の決定)規則によりケース別に決定される軽減価額あるいは価額によって計算される。
- ▶ リバースチャージでサービス税の支払う者も Swachh Bharat(クリーン・インド)税の対象となる
- ▶ 航空旅行代理店、生命保険、外国為替売買に関わるサービス、宝くじ販売代理店のサービスに関して代替的な税率での Swachh Bharat(クリーン・インド)税も認められる

プレスノートは Swachh Bharat(クリーン・インド)税は新税目なので、2011年課税基準日規則5条が適用されると明確化しています。

財務大臣は Swachh Bharat(クリーン・インド)税課税に関わる全ての問題を、あらゆる通達やプレスノートを通して解決しようと試みてきました。しかし、肝心の CENVAT クレジットの可否に関しては明確化されませんでした。それは多段階的な課税を回避する上で極めて重要です。納税者は 2011年課税基準日規則を分析し、Swachh Bharat(クリーン・インド)税の課税基準日を見極める必要があります。詳細はリンク先をご覧ください。[Please click here for the alert.](#)

3. 税源侵食と利益移転(BEPS)抑制へ向けたインド国内の取組み

インド政府は BEPS プロジェクトに積極的に関与してきました。インド政府は最終の OECD 勧告をスタディし、必要に応じ、インド税法や二国間の租税条約において、法制上、行政上の変更にも速やかに反映させるなど、政策的対応をとることが予測されています。

最近、EY インドが催したラウンドテーブルの会合で、インド政府高官は個人的な見解としてインドで BEPS 勧告の導入に積極的に対応する旨、表明しました。本稿はこの会合の審議内容を要約したもので、BEPS 導入にあたりインド政府が採用する大きな方向性やロードマップについて概要説明したものです。

国別(CbC)報告書や紛争解決の改善等、条約の乱用防止、移転価格の結果と価値創造の整合性確保、移転価格文書化の向上による透明性確保等の BEPS アクションはインド政府の優先事項であることを、その審議内容は示しています。

さらに、過大な金融支出を通じた税源侵食の抑制やデジタル事業への税制にも取り組まなくてはなりません。インド政府はまた、導入される BEPS アクションとの相互作用を重んじて、租税回避一般防止条項をさらにより良いものにして考えています。詳細はリンク先をご覧ください。[Please click here for the alert.](#)

4. CENVATクレジット規則を支払教育税や高等教育税をサービス税納付時に控除できるよう改正

本稿は 2015年10月29日に財務省により公表された通達 No.22/2015 のアップデートです。この通達は CENVAT クレジット規則(CCR)に関するもので、支払教育税(EC)や高等教育税(SHEC)をサービス税納付時に控除できるよう、改正しました。

2015-16年度中央政府予算案で提案されたように、EC や SHEC は物品税に統合(2015年3月1日施行)、そしてサービス税に統合(2015年6月1日施行)されました。

CCR の規則 3(7)は予算案による改正に沿って修正され、以下のようなサービス提供におけるサービス税納付時に EC と SHEC を控除できるようにしたものです。

- ▶ 2015年6月1日以降、サービス提供者が投入財や資本財輸入時に支払った EC と SHEC のクレジット
- ▶ 2014-15年度に資本財受領時に支払った EC と SHEC の 50%のクレジット残高
- ▶ 物品の鉄道輸送のためインボイス、請求書、チャラン、サービス税証明を 2015年6月1日以降にサービス提供者から受領した場合、サービス受領時に支払った EC と SHEC のクレジット

EC と SHEC の統合前の EC と SHEC のクレジット残高の累積問題は依然未解決のまま、納税者に大きな負担をもたらしています。詳細はリンク先をご覧ください。[Please click here for the alert](#)

5. RBIがインドの投資ビークルに外国投資を認可する通達を公表

インドに外国投資を引き付けようとする政府の取組みを推進するため、インド準備銀行(RBI)は、インド証券取引委員会が規制する、とりわけ不動産投資信託、インフラ投資信託、代替投資債(投資ビークル)からなる投資ビークルへの外国投資を認可する通達を発行しました。

この通達は外国投資家に自動認可ルートで投資ビークルへの投資に道を開くことになり、それは国内投資として取り扱われ、規定の条件を満たす必要があります。詳細はリンク先をご覧ください。

[Please click here for the alert.](#)

コメント

11月20日、財務大臣の予算声明が発表され、所得税法上の減免措置の段階的廃止の計画が明らかになりました。これは、税制の簡素化を進め、透明性を高めるねらいがあります。また2016年4月開始会計年度から4年間かけて、法人税の基本税率を現行の30%から25%に引き下げるための代替財源を考慮する必要があったといえるでしょう。この計画に対する要望事項がある場合、当初12月5日までにEmailで申し立てる必要がありましたが、事の重大性に鑑み、1週間も経たないうちに、12月31日まで期限延長になりました。それまでに申し立てをすれば、来年度の予算案編成において考慮される可能性があります。ぜひ、この機会を通して、積極的に申し立てを行ってみたいはいかがでしょうか。弊所も喜んでご支援致します。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。